

水生生物保全を考慮した亜鉛の一律排水強化提言



2006年4月28日に開催された、中央環境審議会水環境部会で、水生生物保全を考慮した排水規制に関する報告がまとめられ、同日、中央環境審議会会長から環境大臣に答申が行われました。

欧米諸国では、1970年代から水生生物保全の観点からの水質目標が設定されていたのですが、日本の水質目標の設定は従来、人の健康保護や水域の富栄養化防止に重点が置かれ、水生生物保全の観点を中心に据えた水質目標は設定されていませんでした。

このため、全亜鉛に係る環境管理施策については、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定などの施策を講じることが適当であるとされ、中環審は03年9月に、水生生物保全を目的として「全亜鉛」を項目とする水質環境基準設定などについて答申をおこない、この答申に基づいて、03年11月に「全亜鉛」が環境基準に設定されました。

ただし、過去に自治体が測定したデータを遡ってみますと、1992年からの10年間に、全亜鉛の環境基準値超過が2年以上確認された地点は、陸水域で446地点(測定点中の15%)、海域で54地点(同8%)にのぼり、その分布が全国にわたっています。

今回の答申は、このように全国的に「全亜鉛」の環境基準超過がみられること、その排出業種が多岐にわたっていることなどから、「水質汚濁防止法」にもとづく亜鉛に関する一律排水基準を、現行の1リットルあたり5ミリグラムから、1リットルあたり2ミリグラムに強化することを提言しているものであります。なお、この排水基準は、一日あたりの平均的な排水の量が 50 m³以上である特定事業場に適用するものとしています。

ただし、現時点で「1リットルあたり2ミリグラム」という排水基準達成が困難な一部業種については、経過措置として5年を適用期間とする暫定排水基準値を設定することが示されています。

- ・ 鉱山関連(金属鉱業、非鉄金属第一次製錬・精製業、及び非鉄金属第二次製錬・精製業)
- ・ めっき、表面処理関連(溶融めっき業、電気めっき業、表面処理鋼材製造業など)
- ・ 無機化学関連(無機顔料製造業、その他の無機化学工業製品製造業)

当社では亜鉛の分析も含め、金属の分析に関して十分な実績と確かな技術力を持っております。金属関係及び、排水関連でご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年4月28日付 EIC ネット
2006年4月28日付 環境省 HP

水質分析箇所 清水圭介